

特定小型原動機付自転車に関する 税率および課税標識の交付等について

特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）とは

令和5年7月1日から、道路交通法、および道路運送車両法の保安基準の一部が改正され、原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするものであって、以下の要件全てに該当するものが、「特定小型原動機付自転車」と定義されました。

- ・原動機の定格出力が0.60kw以下であること。
- ・長さ1.9m以下、幅0.6m以下であること。
- ・最高速度が20km/h以下であること。

軽自動車税（種別割）の税率について

令和6年度の軽自動車税（種別割）から、次のとおりとなります。

●改正内容

三輪以上で「特定小型原動機付自転車」に該当する場合は、令和6年度課税分よりミニカーの税率区分から原動機付自転車の税率区分に移行します。

二輪のもので「特定小型原動機付自転車」に該当する場合は、これまでどおり原動機付自転車の税率区分（2,000円）となります。

車種区分	税率（年税額）
原動機付自転車 50cc以下 （二輪および三輪以上の特定小型原動機付自転車を含む）	2,000円
原動機付自転車 ミニカー （三輪以上の特定小型原動機付自転車等を除く※1）	3,700円

※1 ミニカーとは、三輪以上のもので総排気量が20cc超で50cc以下、または定格出力が0.25kw超で0.6kw以下の原動機付自転車をいいます。（以下のものを除きます）

- ・車室を備えず、かつ輪距（2以上の輪距を有するものは、その輪距のうち最大のもの）が0.5m以下のものおよび側面が構造上開放されている車室を備え、かつ輪距が0.5m以下のもの。
- ・外部電源により供給される電気を動力源とするものであって、定格出力が0.6kw以下、かつ車体の大きさが長さ1.9m以下、幅0.6m以下で、最高速度が20km/h以下のもの。

課税標識（ナンバープレート）について

改正道路交通法等の施行日にあわせて、特定小型原動機付自転車に対応した新課税標識は、7月1日より交付します。

また、改正法施行日より前に従来の課税標識が交付されている車両について、新課税標識への交換が可能です。新課税標識の交付、または交換には次の書類等が必要となります。

新課税標識の交付、交換に必要な物

新規交付の場合に必要な物	交換の場合に必要な物
販売証明書 車両の規格等が記載された書類	標識（ナンバープレート） 車両の規格等が記載された書類

申請・問い合わせ先 軽自動車税(種別割)に関すること 税務課住民税係 (32) 3126

短歌・俳句の世界

「短歌の会」と「御代田風の道俳句会」、「五月会」から寄せられた代表作品です。

短歌

暮れなづむ旧中山道下りくる
古ならば今宵小田井宿
風もなく春爛漫と花の宴
往に日恋しや酌む酒うまし
朝の陽が出ない曇りの庭に来て
二羽の雀がチュンチュンせわし

俳句

当期雑詠二字

【御代田風の道俳句会】

越中の商人来たり葉の日
麦飯を分け合ふ家族戦後の日
君影草農を休めと鈴鳴らし
満天星の垣根越しから猫親子
おっくうな家計簿閉じて古茶を酌む
俳句道場【五月会】

梅雨闇や宿訪ふ人の烟りをり
大八車に吾も鉄鎌も麦の秋
茶屋旅籠降嫁の姫や夏料理
梅雨寒や二世安楽願ふ石
すずらんの鐘分かされの道標

桑原アヤ子

桜井みさを

大井 藤子

土屋 春雄

山口みはる

武井 房子

荒木久美子

柏木 恵子

武谷美智子

原 節江

湯本みつる

山口こさち

窪田よし子

Shin ri shi
心理師

Vol.28

「実際はぬるめから…」

岡本直人
Oka moto Nao to



町の心理師、岡本です。

今回は支援会議や教育相談でよく使われる手立てについてのお話。

その名もズバリ「環境調整」です。あまり聞き慣れない言葉だと思います。

一見すると「環境」という言葉のインパクトが強すぎるため、引っ越すとか、学校を変えたりとか、大きく環境を変えることをイメージするかもしれませんが、必ずしもそれだけではありません。より小さなものと教室の座席を変えたりとか、宿題の量を減らすとか、あるいは何かした後にご褒美を設定するとかも、環境調整に含まれます。

このように子どもを取り巻く「物」や「場所」を調整するだけでなく、さらに「人」の調整もこれに当てはまります。声かけの仕方やタイミングを変える、関わり頻度を増やすか、減らすかなど、人の動きに関する工夫も環境調整の1つです。

まとめると、支援会議や教育相談における環境調整とは、対象となる子どもの望ましい姿を増やしたり、困りごとを少なくしたりするために、おもに周囲の大人が中心となって、子どもを取り巻く人や物などの動き・配置・設定・準備などの工夫や検討をすることだと言えます（長くなってしまいました…）。何も心理師の仕事は、ただウンウンと話を聞くだけでも、「様子を見ましょう」と言うだけでもないですよ。

あらためて「環境調整」について書いてみると、字面からは冷たく機械的な印象を受けますが、実際には大人たちが手間暇かけて捻り出している激アツな支援だということがわかります。お家の方や先生方が、家事を抜けて、仕事を終えて、ときに勤務時間外に行われる会議や相談が冷たいはずはありません。ただ「環境調整」は岡本独りで考えたり、実行したりすることができないため、ぜひ一緒に考えさせてください。

問い合わせ先 教育委員会学校教育係 (32) 9100